令和５年12月５日発行（毎月１回５日発行）通巻第700号

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise

Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

Contents ［Index］

P.3 **活動予定**

中央会の主な事業等活動予定（12月）

P.4 **特集 ～経営のヒント～**

生成ＡＩの種類と活用法

P.6 **全国先進組合事例**

海外ブランドを構築し、海外販路開拓を目指す取組み（桐生織物協同組合）

P.7 **組合Q&A**

加入拒否の「正当な理由」の解釈について 他

P.8 **景　況**

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向（令和５年10月期）

P.10 **中央会だより**

令和５年度「中小企業連携促進県大会」・「ものづくり補助金成果事例発表会」開催
千葉県異業種交流融合化協議会創立30周年記念式典開催

P.12 **インフォメーション**

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ
　厚生労働省、中小企業庁では、最低賃金引き上げに伴う支援を強化しています

2023
No.700
12

■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年４月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。　**URL　https://www.chuokai-chiba.or.jp**

中央会の主な事業等活動予定（12月）

令和５年11月16日現在

月日	曜日	内　　容	担当部署
■ 中小企業連携組織対策事業			
12/ 4	月	組合等新分野開拓支援事業 対象：千葉県測量設計補償協同組合	工業連携支援部
12/ 6	水	青年部研究会 対象：千葉県電気工事工業組合	工業連携支援部
12/ 7	木	連携組織活性化研究会 対象：ＣＩＮグリーンパートナーズ協同組合	経営支援部
12/ 8	金	連携組織活性化研究会 対象：千葉学習塾協同組合	商業連携支援部
12/ 9	土	連携組織活性化研究会 対象：千葉県自動車整備商工組合	工業連携支援部
12/11	月	東葛地域組合懇談会	工業連携支援部
		組合等新分野開拓支援事業 対象：商店街振興組合柏二番街商店会	商業連携支援部
12/12	火	連携組織活性化研究会 対象：野田工業団地協同組合	工業連携支援部
		連携組織活性化研究会 対象：船橋総合卸商業団地協同組合	商業連携支援部
12/13	水	海匝銚子地域組合懇談会	工業連携支援部
12/14	木	官公需普及促進懇談会	商業連携支援部
12/15	金	連携組織活性化研究会 対象：協同組合千葉電設協会	工業連携支援部
12/18	月	連携組織活性化研究会 対象：オライはすぬま企業組合	商業連携支援部
■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業			
12/ 6	水	ふさの国商い未来塾（第 10 回） 対象：商店街若手リーダー等	商業連携支援部
■ 団体等運営支援事業			
12/ 7	木	千葉県商店街連合会　商業機能強化事業 対象：エビス通り商店会	商業連携支援部
12/ 6	金	千葉県商店街振興組合連合会　計画策定事業 対象：柏駅前通り商店街振興組合	商業連携支援部

経営のヒント
生成ＡＩの種類と活用法

私は、千葉県市原市在住のＩＴ経営コンサルタントです。中小企業診断士として中小企業の経営支援をさせていただくとともに、自身のコンサル会社の他に飲食業や駄菓子屋など7社以上の経営に関わる起業家でもあります。前回は文章生成ＡＩであるＣｈａｔＧＰＴの業務への活用方法をお伝えしましたが、今回は文章生成以外の業務に役立つ生成ＡＩについて、その種類と活用方法をお伝えします。

画像生成ＡＩ

文章生成と並び、非常に速いペースで発展しているのが画像生成の分野です。初期の画像生成ＡＩは、低解像度で低品質の画像しか生成できませんでしたが、最新の画像生成ＡＩは技術の進歩によって、高解像度・高品質の画像が生成できるようになっており、もはや実際の写真や人間の描いた絵とは見分けがつかないレベルになっています。画像生成ＡＩの描いた絵が、人間の絵画コンテストで優勝してしまうという事態も発生しています。簡単に利用できる画像生成ＡＩサービスを次に紹介します。

①ＤＡＬＬ-Ｅ３

ＣｈａｔＧＰＴと同じくＯｐｅｎＡＩが開発したＡＩです。ＣｈａｔＧＰＴの有料版であるＣｈａｔＧＰＴＰｌｕｓから直接呼び出すことができるほか、ＭｉｃｒｏｓｏｆｔＥｄｇｅのＢｉｎｇＣｈａｔからも呼び出せます。緻密なディテールと創造的な表現が可能です。

②ＡｄｏｂｅＦｉｒｅｆｌｙ

ＰｈｏｔｏｓｈｏｐやＩｌｌｕｓｔｒａｔｏｒなどのプロ向け画像編集アプリから利用できる画像生成ＡＩです。文章による指示から、高品質なプロ用画像を生成できます。商用利用可能な大量の画像データベースであるＡｄｏｂｅＳｔｏｃｋから学習することで、著作権侵害のリスクを回避している点が特徴です。

③ＡＩいらすとや

説明資料やプレゼン資料に活用しやすい「いらすとや」風のイラストを生成できるＡＩサービスです。参考画像やテキストからイラストを生成できます。お試しの無料版と無制限の有料版があります。いらすとやの著者と連携しており、著作権も問題ありません。

AI いらすとや

議事録生成ＡＩ

会議中の音声をＡＩが自動認識してテキスト化し、議事録を自動生成してくれるサービスです。録音した音声をテキスト化するアプリなどを使ってテキストを作成し、ＣｈａｔＧＰＴに入力するだけでも議事録を作成できますが、専用のサービスを使えばより簡単に議事録の自動生成が実現できます。

①ｔｏｒｕｎｏ

株式会社リコーが提供するＡＩ議事録自動作成ツールです。会議中の映像、音声、チャット内容まですべて記録でき、議事録作成の際に情報が抜け落ちてしまうリスクを回避できます。

②スマート書記

累計利用社数３，０００社を突破しているＡＩ議事録自動作成ツールです。文字起こしを活用して議事録作成の工数削減や共有・管理の工数削減も実現できます。

③ＡＩ議事録取れる君

月額９８０円で議事録を自動作成します。マイクからの音声をＡＩが即座にテキスト化し、文字起こしが終了すると、テキストをＡＩが解析して小見出しと箇条書きの要約を自動的に作成します。

文章校正ＡＩ

文章校正ＡＩでは、文法、綴り、句読点、文章の流れ、明瞭性、スタイルなど、さまざまな側面で文章をチェックし改善できます。人間よりも正確に、大量の文章を高速に校正できます。ＣｈａｔＧＰＴに入力するだけでも文章校正はできますが、専用のツールを使うことでより効率的に校正を行えます。無料で利用できる文章校正ＡＩを次に紹介します。

①TyE

朝日新聞のメディア研究開発センターが開発したAI文章校正サービスです。誤字脱字を検知し、改善が必要な箇所を挿入・削除・置換の3つラベルで抽出してくれるため、ひと目で改善すべき箇所がわかります。

②shodo

株式会社ゼンプロダクツが提供している日本語のAI文章校正ツールで、ビジネス文書やウェブコンテンツの校正やチェックに役立ちます。「自分の日本語を信じない」がキャッチコピーです。表記のゆれや、敬語の間違い、二重敬語も指摘してくれます。

業務資料生成AI

①Microsoft365Copilot

Microcoft365 Copilot（コパイロット）は、Microsoft365アプリと連携して動作するAI支援機能です。月額30ドルで2023年11月に正式リリースされました。Microsoft365アプリには、Word、Excel、PowerPoint、Outlook、Teamsなどが含まれます。これらのアプリが生成AIと連携することで、さまざまな成果物を文章から自動生成できます。例えば、メールの文章を生成したり、プレゼン資料を画像付きで生成したりできます。またExcelと連携することでExcelのデータを自動で分析するようなことも可能になります。Microsoft365Copilotを業務に活用することで、日常業務を大きく効率化できると期待されています

Shodo による文章校正例

生成AIの利用上の注意点

生成AIはインターネット上の大量のデータを学習しています。インターネット上のデータは誰かの著作物であり、著作物を学習に使用する行為、さらには著作物をもとに学習したAIから生成された生成AIから生成する行為が著作権の侵害となるリスクがあります。生成AIと著作権の関係をどのように考えるべきか、まだ議論されている段階であり、明確な答えはありません。また、国によっても解釈が異なるのが現状です。たとえば、日本におけるAIと著作権の解釈である文化庁「AIと著作権の関係等について」では、学習段階で単なる学習データとして著作物が使用されることは、原則として問題ないとされています。しかし、諸外国では、学習に著作物が勝手に使用される行為は著作権侵害であり、著作者に対価は支払われるべきとする考えが主流となっています。実際に著作権団体からOpenAIへの訴訟が多数発生しています。著作権侵害のリスクに配慮しつつ生成AIを業務に活用するには、次の点に注意が必要です。

①商用利用しない

生成AIの成果物を商用利用することが、著作権侵害で訴えられるリスクにつながります。たとえ商用利用しなかったとしても、著作物を無断で使用する行為は著作権侵害となるので注意が必要です。

②著作権侵害のリスクがないサービスを利用する

Microsoft・Google・Adobeなどは、自社の生成AIサービスを利用することで、著作権と侵害したとして訴えられた場合に、その責任を負うことを明確にしています。裁判において利用者を弁護し、訴訟の結果生じた不利な判決や和解の金額を支払うとしています。これらのサービスであれば、著作権侵害のリスクを気にすることなく業務に利用できます。今後は、このようなサービスが一般化すると考えられます。

生成AIの業務活用

生成AIは、日々めまぐるしく進歩しており、活用可能な業務領域はどんどん広がっています。今後は生成AIを業務に活用することが当たり前となることでしょう。今から生成AIを積極的に活用して、業務効率化に取り組むことが重要です。

（株式会社yemit
代表取締役　富田良治）

テーマ　特徴ある活動

海外でのブランドを構築し、海外販路開拓を目指す取組み

桐生織物協同組合

産地の組合員で構成された「海外ブランド推進委員会」がブランドプロデューサーのサポートを受けながら機動力を発揮できたことで、コロナ禍でも成果に結びついた。

背景・目的

当組合は織物業の産地組合であり、組合員は1,300年の歴史と伝統を持つ「桐生織」の生産に携わってきた。人口減少や低価格ファッションブランドの隆盛などから国内市場は厳しさを増してきており、組合員および当組合は新たな活路を見出す必要に迫られていた。「桐生織」は伝統的なブランドとして国内・海外で認知されてきたが、ジェトロが実施する「地域団体商標海外展開支援事業」を活用し、ブランド再構築を図るとともに海外展開に取り組んだ。

取組みの手法と内容

地域団体商標は「地域名」と「商品名」からなるブランドであり、ジェトロが実施する「地域団体商標海外展開支援事業」に当組合の「桐生織」が2018年から3カ年採択された。

同事業では「海外ブランド推進委員会」を新たに組成し、柔軟で機動力のある体制を構築した。委員会メンバーには特許庁、ジェトロ群馬、群馬県、桐生市から参画をいただいた。当組合からは委員会のリーダーとして副理事長が、部会からは7名が参加した（総勢15名）。

1年目は中国・ドイツの海外視察を行い、市場調査や商品選定などの協議を重ね「カットジャカード」をブランディング展開する戦略を策定した。2年目は「上海ファッションウィーク」に現地デザイナーと協働して出展した。3年目は取り組みの成果が徐々に現れてきたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、海外展示会や国内イベント開催が難しくなった。委員会では、ネットを介した情報発信を強化する方針を打ち立て「桐生織」の多言語Webサイト（日本語・中国語・英語）の運営を開始、ロゴの商標登録を行うとともに組合員からはSNSによる情報発信を行った。

桐生は「糸・織り・編み・染め・刺繍・加工・縫製」全てが揃う産地であり、その中で当組合は「桐生織」を中核とした産地組合として機能し、組合員は織物づくりの工程や独自技術を有している。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で戦略の見直しを迫られる結果となったが、組合と組合員がSNSでそれぞれの強みを情報発信したことから、海外での「桐生織」のブランド認知度は大きく向上した。

成果とその要因

「『桐生織』で指名買いされる産地」を目指して活動しているが、今回はジェトロの支援委よりブランド戦略を展開できた。産地の特色を生かして組合と組合員が情報発信することで、withコロナの社会にあっても新たな顧客層が開拓できる期待が高まった。

右図
上海ファッションウィークの様子
（中央のコートが「桐生織」を使用した製品）

左図
KIRYU
Textile ロゴ

桐生織物協同組合

住　所：〒376-0044
群馬県桐生市永楽町5番1号
設　立：昭和62年4月
出資金：3,594千円
ＵＲＬ：http://www.kiryuorimono.or.jp
業　種：織物業
組合員：76人

組合Q＆A

加入拒否の「正当な理由」の解釈について

［Q］中協法第14条は、組合員資格を有するものであっても、組合は、正当な理由があれば加入を拒否できると解されるが、その正当な理由とは、どのような理由をいうのか。

［A］正当な理由」とは、組合員資格を有する者に対して一般的に保障されている加入の自由が具体的な特定人に対して保障されないこととなっても、中協法の趣旨から、あるいは社会通念上からも不当ではないと認められる理由をいう。

「正当な理由」として認められるものとしては、次のような場合が考えられる。

（1）加入申込者自体にある理由

①加入申込者の規模が大きく、これを加入させると組合の民主的運営が阻害され、あるいは独占禁止法の適用を受けることとなるおそれがあるような場合

②除名された旧組合員が除名直後又はその除名理由となった原因事実が解消していないのに加入申込みをしてきた場合

③加入申込み前に員外者として組合の活動を妨害していたような者である場合

④その者の日頃の行動からして、加入をすれば組合の内部秩序がかき乱され、組合の事業活動に支障をきたすおそれが十分に予想される場合

⑤その者加入により組合の信用が著しく低下するおそれがある場合

⑥組合員の情報、技術等のソフトな経営資源を活用する事業を行う際に、当該経営資源や事業の成果等に係る機密の保持が必要とされる場合において、例えば、契約・誓約の締結、提出などの方法により機密の保持を加入条件とし、これに従わないものの加入を拒む場合（ただし、条件はすべての組合員に公平に適用されることが必要である。）

（2）組合側にある理由

組合の共同施設の稼働能力が現在の組合員数における利用量に比して不足がちである等、新規組合員の増加により組合事業の円滑な運営が不可能となる場合

なお、「正当な理由」に該当するか否かについては、その事実をよく調査し、その実情に応じて判断するのが適当と考える。

滞納処分による持分の差押えについて

［Q］国税徴収法（昭和34年法律第147号）によれば、税務署長は企業組合等の組合員の国税滞納に対してその持分を差し押さえ、その持分を再度換価に付しても、なお買受人がないとき等の場合は組合等に対して、その持分の一部の払戻しを請求することができる（同法第74条）とある。しかし同条には、事業協同組合については特に規定していないが、事業協同組合にも同条の規定が及ぶものかどうか。

また、仮に右記の請求が正当であるとした場合に、当該組合の持分払戻方法が出資額限度のときは、差押え請求であっても、出資限度として持分請求に応ずればよいか。

［A］国税徴収法第74条は、企業組合に限らず中協法に基づく他の協同組合にも適用されると解する。本条は、その適用者について「……中小企業等協同組合法に基づく企業組合、信用金庫その他の法人で組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に（脱退につき予告その他一定の手続を要する場合には、これをした後任意に）脱退することができるもの……」と規定しているが、そのなかで、「その他の法人で組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に脱退することができるもの」の中に、企業組合以外の協同組合も当然含まれると解する。

また、払戻請求の限度については、定款に出資額を限度として持分を払い戻す旨の規定があれば、本条による持分の払戻請求についても、出資額を限度として払戻請求に応ずればよいと解する。なぜならば、当該組合員が組合において現に有する権利以上のものを本条によって請求することはできないからである。

◎組合質疑応答集より転載

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和５年10月期

情報連絡員50名　回答数50名
（一部抜粋）

全体概要
【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
（「好転（上昇、増加）」、「不変」、「減少（悪化、低下）」の３択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数）

前 月 比

➡製造業では、売上高において「増加した」業種は１０から６に減少。「減少した」業種は３から６に増加。
➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は４から８に増加。「減少した」業種は１２から８に減少。
➡業界の景況では、「好転した」業種は４から３に減少。「悪化した」業種は１０から８に減少。

前年同月比

➡製造業では、売上高において「増加した」業種は８から７に減少。「減少した」業種は４から５に増加。
➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は１２のまま変化なし。「減少した」業種は９のまま変化なし。
➡業界の景況では、「好転した」業種は５から８に増加。「悪化した」業種は６から８に増加。

製造業

■水産食料品製造　【南房総市】

主原料のサバ、サンマの不漁により、浜値が高騰している。副材の値上げもあり、価格転嫁が出来ていない。

■酒類製造　【県内全域】

９月分報告として、売上高は前月比１１１．７％、前年比99．７％とほぼ変わらず。

10月７日に千葉の酒フェスタ２０２３開催。10月25日にとりどりの美酒を楽しむ会を開催し、通常イベントを開催した。

■牛乳小売　【県内全域】

12月に乳業メーカーにおいて、追加の一部商品の価格改定（値上げ）が各社行われる予定。（今回は限定的なものと思われる。）

■木材・木製品製造　【県内全域】

桧材の価格が上昇している。その他、全体的に現状の相場が年内は続くと思われる。

■印刷　【県内全域】

９月に続き、県内の印刷物の動きは良くなかった。また、県内の印刷工場では、機械の買い替えをすることができず、古い機械を手放している。

■鉄工　【千葉】

当組合が半期毎に実施している景気動向調査によると、納入先の大手企業からの受注が停滞しており、全般的に景況感は悪化している。販売価格の値上げ交渉は進んでいるが、原材料、光熱費の高騰に加え、人件費も上昇しており、収益は低下傾向にある。

■機械部品製造　【野田】

前年同月比は売上増だが、前月比は売上微減。先月は好調だったが、景況はまだら模様の様子。先行きの不安感がある。

■機械部品製造　【流山】

一部の業種では、売上が減少しており、厳しい状況である。

■機械部品製造　【柏】

半導体関連は、設備投資が進むが、注文は掛からない。動きは来年以降。

■金属製品製造　【船橋】

建設機械業界自体は、中国での不調はあるものの、その他は比較的堅調に感じられる。人手不足の状況は続いている。

■土砂採取　【県内全域】

燃料費が高騰し、経営を圧迫している。骨材の値上げに向け、動いている。また、２０２４年問題

に対して、運賃、人件費、燃料代等大幅に上昇。山砂業界に大きな変動（需給バランス）はないが、山砂の枯渇は確実に静かに進行しており、この対策が急がれる。

非製造業

□総合卸売　【千葉県、東京都】

仕入価格や物流費の上昇を販売価格に転嫁できない状況が続き、採算は悪化しているが、飲食業向けの売上が回復してきており、昨年対比では増収基調となっている。

□医薬品卸売　【県内全域】

実働日数は、前年よりプラス1日の21日であったことを考慮しても売上は増加した。新型コロナウイルス感染症は、減少傾向にあるが、インフルエンザは感染拡大をしており、治療薬や検査キットの販売が増加している。また、インフルエンザワクチン接種も開始された。咳止めや去痰剤の入荷量が著しく不足しており、日々対応に苦慮している。

□青果卸売　【千葉市】

先月からの影響が続き、価格が高めとなり、売上高は増加した。しかしながら、収益は依然として、厳しい状況である。

□食肉卸売　【成田市他】

大手スーパーからの引き合いが強く、スーパーの店頭に並べるためのカット肉の売上高が増加。注文増加に伴い当センターでのカット作業が間に合わず、販売量の上限を設けるか新たにカット作業を行える人材を確保する動きとなる見込み。

□乾物卸売　【県内全域】

前月と変わらず、景気は良くない。昨年度の海苔の出来や相場が高かったので、業界の動きは芳しくない。

□電気機器小売　【県内全域】

量販店の登場以来不景気続きの我が業界も落ち着きを見せてきたが、後継者問題で先行きが不安視されている。

□青果小売　【千葉市】

夏場の高温障害のため、野菜類のうち、かなりの商品が高値となっており、売上は高い水準で推移している。しかし、収益面では、利益が取れない状況となった。

□中古車仕入・販売　【県内全域】

昨年来から見られた新車の納車待ちは、かなり解消傾向にある。その為、下取り車両の発生も落ちつきが見られる。一方で、輸出市場は活況な事から成約率が昨年比約5％上回っている状況。ディーラーの新車販売が順調に進めば、オークション事業も上期同様に順調に進む見込。

□小売　【東金】

食品、ファッション関係が減少傾向続いている。暑さが残っており、秋物ファッションが厳しい。飲食、サービス関係は動きが良い。昨対比は、若干ではあるが上昇傾向にある。コロナ前対比だと、まだまだ足りない。資金繰りに苦慮している組合員が多い。

□自動車一般整備　【県内全域】

4年ぶりに自動車整備用の機械工具類、関連機器などの展示会「オートビジネスフェア2023」を開催した。各種セミナーを同日開催し、2日間を通して、多くの組合員が来場した。

□建設揚重　【県内全域】

作業量は安定しているが、コスト高となっている。

令和6年4月実施の働き方改革による残業時間の上限規制の対応問題に苦慮している。

□警備業　【県内全域】

組合員企業は、土木工事の工事現場の仕事を受注し、繁忙期である。

□ソフトウェア　【県内全域】

IT投資に係る引き合い案件が増加している。ただし、人材採用は思うように進まず、昨今の転職サイト隆盛は中小企業の雇用にも影を落としている。

優秀な人材の確保は各社課題となっているが、中小企業では賃上げ原資となる収益確保、または費用の転嫁（改定）には苦しんでいる。

□建設　【市川市】

型枠工、鉄筋工が不足しており、施工単価が上昇している。

□貨物運送　【野田市】

物量はあるが利益を出すのが大変である。運賃は上がらないが最低賃金が上がり、燃料も高止まり。

□輸出入　【県内全域】

9月より1割ほど売上が、伸びてきた。要因としてインバウンドの利用客の増加が多分に考えられる。日本の秋の紅葉が、一つの観光目玉であり、店舗での外国人買物客の話題からも伺える。ただ、以前に比べて、やや単価率の鈍化が目に付く。

令和5年度「中小企業連携促進県大会」・「ものづくり補助金成果事例発表会」開催

本会は、10月26日、千葉市内において、令和5年度「中小企業連携促進県大会」・「ものづくり補助金成果事例発表会」を開催した。

今回は2部構成で開催し、第1部（基調講演）は、人を大切にする経営学会　会長　坂本光司氏より、「いい会社になるための100の指標」と題した講演が行われた。

第１部の基調講演

第2部（ものづくり補助金成果事例発表会）は、「令和元年度補正　ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金成果発表事例発表会」と題し、ものづくり補助金活用企業の有限会社門谷製作所とアドバンス柏株式会社より成果事例発表が行われた。

第２部の成果事例発表会

千葉県異業種融合化協議会創立30周年記念式典開催

千葉県異業種交流融合化協議会（野村進一会長）は、千葉市内において、創立30周年記念式典を開催した。

本協議会は、千葉県内の異業種交流グループと異業種交流によって企業価値向上を目指す企業が新製品・新技術の共同開発の推進、幅広いヒューマンネットワークの構築を図るために、平成4年5月23日に設立された。また、平成12年6月27日に名称を変更し、現在に至っている。

創立30周年記念式典は、本協議会　野村会長の開会挨拶の後、千葉県商工労働部　秋山次長、千葉県中小企業団体中央会　飯塚会長より、祝辞が述べられた。来賓紹介のあと、表彰が行われた。最後に、ホームページのリニューアルとロゴマークの発表を行い、閉会した。

千葉県異業種交流
融合化協議会の
新しいロゴマーク

千葉県異業種交流融合化協議会
野村会長の挨拶

千葉県商工労働部
秋山次長の祝辞

千葉県中小企業団体中央会
飯塚会長の祝辞

（令和５年10月時点版）

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う支援を強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用頂くことも可能です

賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

※同一の補助対象（設備等）に対する重複利用は不可

業務改善助成金

業務改善助成金について、対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請を可能とするなどの拡充を行いました。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を３％以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

事業再構築補助金

最低賃金よりも低くなるため賃上げが必要となる従業員数が一定以上いる場合、事業再構築補助金の「最低賃金枠」が利用できます。

ものづくり補助金、IT導入補助金

最低賃金引き上げを受けて、最低賃金引上げ幅以上に賃上げの努力を行う場合、補助金の採択において加点措置が得られます。

詳しくは次のページで

本紙は令和５年度の最低賃金引き上げを受けた厚生労働省の支援策と中小企業庁の補助事業をご紹介しています。具体的な公募情報、申請方法等はホームページ等でご確認ください。

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　経済産業省　中小企業庁

＜キャリアアップ助成金＞

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

対象となる方

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の❶～❼までのいずれかを実施した事業主。

❶正社員化コース
❷障害者正社員化コース
❸賃金規定等改定コース
❹賃金規定等共通化コース
❺賞与・退職金制度導入コース
❻短時間労働者労働時間延長コース
❼社会保険適用時処遇改善コース(R5.10～)

支援内容

※賃金規定等改定コースの場合

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

３%以上５%未満増額改定した場合	５万円
５%以上増額改定した場合	６万5,000円

- １年度１事業所当たり100人までは、複数回の申請ができます。
- 職務評価を行ったうえで賃金規定等を改定した場合は、助成額の加算が受けられます。
- 中小企業以外の場合、助成額は上記の2/3程度となります。

社会保険適用時処遇改善コースの新設

最低賃金の引き上げに伴い、被用者保険の適用になり手取り収入が減らないよう就業調整をする労働者はいらっしゃいませんか？新たに被用者保険を適用するとともに、労働者の収入を増加させる取組を行う事業主に対して助成する仕組みができました。

詳しくはこちら

問合先　都道府県労働局（パンフレット「キャリアアップ助成金のご案内」P63ご参照）

＜働き方改革や経営改善に向けた相談先＞

①働き方改革推進支援センター

相談支援　コンサルティング　セミナー開催

社労士等の労務管理の専門家が
会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援します！

◆専門家がセンターにて相談に応じます。電話・メールでも相談できます。
◆専門家が会社を訪問、またはオンラインにより、1回あたり2時間程度、3回を標準として、コンサルティングを実施します。
◆センターの企画により、随時、働き方改革セミナーを開催しています。

問合先　各都道府県の働き方改革推進支援センター

②よろず支援拠点

経営革新支援　経営改善支援　ワンストップサービス

経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します！お気軽にご連絡ください。

◆売上拡大のための解決策を提案します。
◆資金繰りや事業再生等に関する経営改善のための経営相談に応じます。
◆地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じて的確な支援機関等を紹介します。

問合先　各都道府県のよろず支援拠点

＜業務改善助成金＞ ※赤字箇所は、８月31日以降の拡充内容

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金引き上げの計画 ＋ **設備投資等の計画**（機械設備、コンサルティング、人材育成・教育訓練など） → 計画の承認と実施 → **設備投資等の費用の一部を助成**

対象となる事業者

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

さらに
一定の事業者は、賃金引き上げ後の申請も可能です！ ➡

（要件）
・事業場規模が50人未満であること
・令和5年4月1日～12月31日に事業場内最低賃金を引き上げていること

助成率

事業場内最低賃金額	助成率
900円未満	**9/10**
900円以上950円未満	**4/5**(9/10)
950円以上	**3/4**(4/5)

※（　）内は生産性要件を満たした事業場

助成対象経費の例

機器・設備の導入	• POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 • リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成上限額

引上げ労働者数	引上げ額			
	30円コース（30円以上）	45円コース（45円以上）	60円コース（60円以上）	90円コース（90円以上）
１人	30万円（60万円）	45万円（80万円）	60万円（110万円）	90万円（170万円）
２～３人	50万円（90万円）	70万円（110万円）	90万円（160万円）	150万円（240万円）
４～６人	70万円（100万円）	100万円（140万円）	150万円（190万円）	270万円（290万円）
７人以上	100万円（120万円）	150万円（160万円）	230万円（230万円）	450万円（450万円）
10人以上※	120万円（130万円）	180万円（180万円）	300万円（300万円）	600万円（600万円）

※10人以上の上限区分は特例事業者（詳細はホームページ参照）のみ対象。
※（　）内の助成上限額は事業場規模30人未満の事業者のみ対象。

活用例

- 地域別最低賃金が900円
- 事業場内最低賃金を910円から970円にUP
  →事業場内最低賃金が910円なので助成率は**4/5**
- 労働者７人の最低賃金引上げを実施
  →60円コース・７人以上の区分で
  助成上限額は**230万円**

（設備投資費用が300万円の場合…）
300万円×4/5＝240万円
→助成上限額230万円を超えているため、**230万円支給**

申請先 都道府県労働局雇用環境･均等部（室）
問合先 業務改善助成金コールセンター：0120-366-440

＜事業再構築補助金＞（最低賃金枠）

□事業概要：新市場進出、事業・業種転換、事業再編又は
これらの取組を通じた　規模の拡大等、思い切った事業再構築に
意欲を有する、中小企業等の挑戦を支援します。
□主な要件：2022年10月から2023年8月までの間で、
３か月以上　最低賃金＋50円以内で雇用している
従業員が全従業員の10%以上いること。
□補助上限：最大1,500万円
（成長枠は最大7,000万円、更に一定の賃上げで上限額を最大3,000万円引上げ）
□補助率：2/3～3/4
□賃上げ加点：事業計画期間終了までの間、事業場内最低賃金を
以下の水準以上とすることを加点要素とします（水準が高いほど追加で加点）。
1.地域別最低賃金より+30 円以上
2.地域別最低賃金より+50 円以上
※赤字箇所は、現在公募（第11回）より措置

↑現在の公募要領はこちら

問合先　事業再構築補助金コールセンター：0570-012-088

＜ものづくり・商業・サービス補助金＞

□事業概要：革新的製品・サービスの開発や生産プロセス改善等に係る
設備投資を支援します。
□補助上限：最大4,000万円
更に一定の賃上げで、上限額を最大1,000万円引き上げ
□補助率：1/2～2/3
□賃上げ加点：給与支給総額を平均６％以上増加させることに加え、
「事業場内最低賃金を地域別最低賃金＋50円以上の水準にすること」を
更なる加点要素とします。
※赤字箇所は、次回公募（第17次）より措置

↑現在の公募要領はこちら

問合先　ものづくり補助金事務局サポートセンター：050-8880-4053

＜IT導入補助金＞

□事業概要：業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のための
ITツール等の導入を支援します。
□補助上限：最大450万円
□補助率：１／２～３／４
□賃上げ加点：給与支給総額を年率平均1.5%増加させることに加え、
「事業場内最低賃金を地域別最低賃金＋50円以上の水準にすること」を
更なる加点要素とします。
※赤字箇所は、10月2日に申請受付開始する公募回より措置

↑現在の公募要領はこちら

問合先　サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター：0570-666-376